

令和7年度加古川市婚活支援補助金交付要綱

令和7年3月17日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する若年の独身者の婚活を支援することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、兵庫県が設置する「ひょうご出会いサポートセンター」(以下「センター」という。)の有料会員登録「はばタン会員」(以下「はばタン会員」という。)の年間の登録手数料又は更新手数料(以下「登録手数料等」という。)に対し、加古川市婚活支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関し、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、補助金を申請する時点で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住民登録をしていること。
- (2) 年齢が20歳以上39歳以下であり、かつ、独身であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、はばタン会員の会員登録日又は会員登録の更新日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの登録手数料等とする。

2 前項に規定する補助対象経費において、振込手数料は除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、5,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、加古川市婚活支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、加古川市が保有する情報をもって申請に必要な事項を確認できる場合はこれを省略することができる。

- (1) 本人確認書類の写し(公的機関が発行した住所、氏名及び生年月日が分かるもの)
- (2) 申請者が「はばタン会員」の登録をしており、登録手数料等の支払いをしていることが確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助対象経費に対し、同一年度内において一回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当

であると認めたときは、加古川市婚活支援補助金交付決定通知書（様式第2号）を、補助することが適当でないとき、加古川市婚活支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）を、原則として提出書類を受理した日から起算して30日以内に申請者に通知するものとする。

（交付）

第7条 市長は、前条により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、加古川市婚活支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）を補助対象者に通知するものとする。

- （1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3）この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（庶務）

第10条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、こども部こども政策課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。